

令和5年度 活動テーマ
L P ガスの価値を高めよう！

〈活動目標〉

1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化・取引の適正化
3. L P ガスのブランド力の向上
4. 需要創造への取組
5. カーボンニュートラルへの対応

愛媛県

L P ガス 情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県 L P ガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地で懸命に頑張られている方々に、心からお見舞い申し上げます。

資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

L P ガスの料金透明化・取引の適正化について

表記の件について、昨年(2023年)の情報誌8月号に掲載してから、「保安講習会」「普及講習会」で、流通ワーキンググループ(以下流通WG)の状況をご案内させていただき、「需要開発セミナー」では、経済産業省資源エネルギー庁の目黒氏に講演をしていただきました。

資源エネルギー庁のHPでご確認された方もおられるかもしれませんが、1月29日(月)に流通WGの第8回が開催されましたのでご案内いたします。

第6回では、L P ガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をL P ガス料金に計上することの禁止等、L P ガスの商慣行是正すべく、液化石油ガス法に係る制度見直しの方向性が提示されました。また第7回では、実効性確保策の具体化など、流通WGとりまとめに向けて議論されました。

第8回では、流通WGとしての報告書を取りまとめられ、制度見直し内容を中心に、これまで議論されてきた内容を整理し、その内容について議論されました。

※現在、2月9日(金)～3月10日(日)の期間で、液化石油ガス法の改正省令案ならびに流通WGの報告書についてパブリックコメントが募集されております。

正式に公布された時点で、あらためて会員の皆様には説明する機会を検討させていただきたいと考えております。

液化石油ガス流通ワーキンググループ(第8回)

【今後のスケジュール(予定)】

2024年1月29日 第8回	中間とりまとめ(案)について報告書(中間とりまとめ)及び改正省令案について意見募集
2024年2月中	改正省令の公布
2024年 春	改正省令の施行(過大な営業行為の制限、L P ガス料金等の情報提供)
2024年 夏	改正省令の施行(三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示又は計上禁止))
2025年 春	

液化石油ガス法の改正省令案のポイント

①過大な営業行為の制限

⇒改正省令の公布から3か月後(2024年夏頃)施行予定。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、L P ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

②三部料金制の徹底

⇒改正省令の公布から1年後(2025年春頃)施行予定。

(設備費用の外出し表示・計上禁止)

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底(一戸建ても集合建ても)
- 電気エアコンやWi-Fi等、L P ガス消費と関係のない設備費用のL P ガス料金への計上禁止
- 賃貸向けL P ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(L P ガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)

(注) 施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める。その上で、新制度へ早期移行を促していく。

③L P ガス料金等の情報提供

⇒改正省令の公布から3ヶ月後(2024年夏頃)施行予定

- 入居希望者へのL P ガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)

(注) 入居希望者からL P ガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」にかかる法律については、罰則規定のある条文に位置づける。

改正法令の実効性確保のための方策

2023年12月1日、
エネルギーHPに通報フォーム
(匿名可)を開設

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 商慣行見直しに向けた取組宣言(※1) ● 監視・通報体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査 ● 違反の疑いがあった場合は立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開モニタリング(WG、地方懇談会等) ⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる ✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容 ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況 ✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況(公開ヒアリング等) ✓ フォローアップ調査の結果など
三部料金制の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知 ● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等 ● 通常の立入検査時に実施状況を確認 ● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査(三部料金制の適用割合の公表を検討) 	
L P ガス料金等の情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査 	
関係省庁・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省庁(国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等)との連携 ● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告 ● L P ガス地方懇談会(消費者団体、L P ガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。)を活用した機運の醸成 		

※1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネルギーHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができる見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

「LPガス商慣行通報フォーム」の開設（2023年12月1日）

- **改正法令の施行前の駆け込み的な営業行為に対する懸念の声も踏まえ、改正法令の施行に先駆け、「通報フォーム」を開設。** ※匿名での情報提供も可能。情報提供者の属性も問わない。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報も参考にしながら、**施行後の監視体制を構築**していく。

①液石法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、**液石法に基づく報告徴収や立入検査**等を行う。

②関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。
※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改正後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※情報提供者が不利益を被ることがないよう情報管理を徹底。

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう取り扱う。**
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。**

④LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）

LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引情報を受け付けています。
消費者・事業者問わず、匿名でも情報を受け付けております。また、LPガス事業者だけではなく、不動産関係者等についての情報も受け付けております。

提供いただきました情報につきましては、液石法違反の取り締まりや今後の政策立案等へ活用させていただきます。

情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有することはありません。

また、通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取扱います。例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもあります。

このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮します。

【参考】通報フォームに寄せられた情報について（2024年1月26日時点）

- LPガス事業者、不動産関係者、LPガス消費者等からの情報提供あり。地域別でみると、関東、中部、東北における行為についての情報が多い。
- 完全匿名（氏名、連絡先未記載）での情報提供は全体の約4割。
✓ 提供された情報の真偽等を判断する上で、記名が匿名かといった点は考慮要素になりうる。
✓ 他方、匿名であったとしても、添付資料にて情報の正確性を確認できる情報提供もあった。

【事業者別でみた行為類型】

- ・ LPガス事業者による行為：無償貸与や紹介料の提案・提供、料金表未公表 など
- ・ 不動産関係者による行為：無償貸与の要求（対応できなければ切り替え示唆・実行）など
- ・ LPガス仲介、斡旋事業者などの事業者による行為：無償貸与や紹介料の提案 など

【情報提供のあった営業・要求行為の事例】

- ・ 大手LPガス事業者がLPガス供給の切り替え営業を行っており、**ガス機器、エアコン、Wi-Fi設備及び防犯カメラ等の無償での設置、紹介料の支払いを提案している。**制度改正については「**4月までに契約を結べば既存の契約については問題ない**」と説明している。
- ・ 不動産管理会社から、給湯器の修理依頼があり、無償では行えない旨伝えたとところ、「**給湯器などガスに関わる設備の修理はLPガス事業者が行うもの。無償で行えないのであれば他の事業者に切り替える**」と要求された。

⑤関係省庁と連携した取組

国土交通省との連携

【本年夏以降の取組】

□11月13日、(公財)日本賃貸住宅管理協会の運営協議会にて説明会を開催

し、資源エネルギー庁から、無償貸与等のLPガスを巡る課題やそれを踏まえた制度改正案の概要について説明。

□11月15日、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会にて、事務局から制度改正案の概要を説明。

□所管団体の会議やイベントで、国交省から制度改正の検討状況を説明。

- ・ 住まい・建築・不動産の総合展（11/2）
- ・ 日管協フォーラム（11/14）

【今後実施予定の取組】

□無償貸与等の商慣行は、不動産業界と消費者との信頼関係にも関わる問題になりえることも踏まえ、LPガス分野における制度改正の内容について、公布後、その施行を待たずになるべく早く、不動産関係団体向けに文書を発出し、周知徹底を図り、適切な対応を促す。

□転居等で新たなLPガス供給契約が増える3月より前の2024年2月頃、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、所管団体向けに再周知を図る。

【参考】第7回WGにおける指摘事項

国土交通省との連携

- ・ 改正前の駆け込み的なLPガス事業者からの営業、不動産側からの圧迫が過激になっているとの状況も踏まえ、**LPガス事業者からの過大な営業を受け付けない、入居予定者へのLPガス料金の情報提供を行う、といった方針を不動産業界の監督方針を示す文書等に明記し、指導して**いてもらいたい。
- ・ **設備料金の外出しに当たってはオーナーの理解も必要**であり、啓発活動に取り組む必要がある。
- ・ 設備費がLPガス料金から家賃に移るわけで、単純に国民の負担が下がるという話ではない。今回の制度改正を受けるかたちで、これまで**設備費用としてLPガス料金で負担していた分については家賃に含まれることになるという点について、審議会でも取り上げてほしい。**
- ・ 連携に関して、不動産の建設・発注段階での利益供与要求もあるところ、法令上の措置も含めて検討いただきたい。また**集合住宅については、建物に附属する設備費用はオーナーが負担するのが通常であり、その点の意識改革も併せて**お願いしたい。

公正取引委員会との連携

- ・ **LPガス専用の通報窓口を設置して、それをプレスリリースするなど注視を強めて**いてもらいたい。今後の液石流通WGに関係省庁として出席し、必要な措置をとってもらいたい。

消費者庁との連携

□2024年春頃、事業者に対して、消費者に分かりやすい説明を行うよう要請する文書を発出。

□2024年春頃、消費者に対して、契約に当たっては契約内容を十分に理解した上で契約すよう周知啓発。

- ・ LPガス料金について、消費者に対する情報発信をわかりやすく実行してもらいたい。

被害事例の共有もお願いしたい。LPガス事業者による特商法違反は問題であり、不実告知等の事案に対してもしっかりと目を光らせてもらいたい。

令和5年度第2回需要開発部会

- 日時**
令和6年1月25日(木) 13:30~14:30
- 場所**
コムズ 松山市男女共同参画推進センター 3F 会議室2
- 出席人数**
委員数及び出席委員 委員数15名 出席委員6名
(委員5名 専務理事1名)
- 開会挨拶**
森部会長より挨拶
- 報告事項**
事務局より、今年度の活動報告と予算執行状況について報告。
パネル交換費用について質問があり経緯を説明後今後のために、どうい
う内容の物があるのかをリスト化して次の部会までに準備。
- 協議事項**
令和6年度活動計画(案)について事務局より説明後、「需要創造」につい
て協議に入る。
①『究極のライフラインLPガス』『公共施設・福祉施設へ災害に有効な

LPガスの普及推進
 ②地方自治体と防災協定締結などの機会を糧として災害用バルク、GHP等のLPガス機器や設備を小中学校の体育館や避難所に提案
 → 地方自治体の担当部署や、市議会議員にアプローチをしていたが、予算の都合で難しい状況が続いている。
 設置の話があったら、顧問議員の力を借り、会長と支部長でアプローチする方法はどうか。
 今治支部は、導入事例が増えてきているので、参考に聞いてみる。
まずは、補助金について知らない事業者もいるため、案内を情報紙と一緒に送るとい事で出席委員可決。
 ③2050年にカーボンニュートラルを目指すために、省エネ機器の普及促進。
 → **①の対応と同様に、案内を情報紙と一緒に送る。という事で出席委員可決。**
 令和6年度予算(案)について
 予算(案)について、パネル交換予算については、パネルのみではなく、**チラシの印刷などにも活用することで、予算(案)について出席委員可決。**
 年度末報告書の見直しについて
 年度末報告の①「需要開発推進運動等調査報告書」②「電気への転換実態調査集計」に関して、重複箇所が多いため、全L協報告の①に統合する形を事務局より提案。**出席委員可決。**
 「LPガス→オール電化」・「オール電化→LPガス」の移動戸数を年度別・地域別(各支部)に分けて集計することはできないか。**事務局で集計し周知していく。**
 14:30 閉会

令和5年度第5回青年部会

- 日時**
令和5年1月26日(金) 14:00~16:30
- 場所**
コムズ 松山市男女共同参画推進センター 3F 会議室2
- 出席者**
委員数25名 出席委員16名 オブザーバー：妹尾会長
向井部会長の挨拶後、報告・協議に入る。
報告事項
PR広報活動デザインの理事会書面決議結果について
令和5年度活動報告と予算執行状況について
- 協議事項**
令和6年度の部会活動案(案)について
令和6年度の部会予算(案)について
岡山県開催の「中四国ブロック青年部会合同研修会」について、前回出た意見を12月2日の「四国ブロック会議」で妹尾会長から小野ブロック長に伝えていただいた事、向井部会長からも岡山県協の坂井委員長へ説明した事を報告。
岡山県の動きでまだ未確定な事があるなか、予算審査を待つ。
 セミナー費について、アドバイザー契約を依頼した場合の金額を説明。
 セミナー費については、PR広報活動予算枠に入れるべきとの意見有。
 PR広報活動予算枠については、セミナー費予算も含み、本部予算計上を検討する旨を妹尾会長からご説明いただいた。
来年度の活動については、「PR広報活動」と「火育教室」の2本立てで決定。

委員交代と役員選出について
 伊須委員、井関委員の退任により、松山・西予支部は各1名減。役員については、自薦他薦がなかったため正副部会より部会長を越智委員。副部会長を新地委員・向井委員で提案。
令和6年度からの役員は、越智部会長・新地副部会長・向井副部会長で可決。
委員数は、22名体制。
向井部会長から小委員会立ち上げの提案がありましたが決議には至らず。
 PR広報活動計画について
 前回出来なかった、グループ討論を2グループに分かれておこなった。
 テーマ①：「ロゴマーク・キャッチコピーの活用方法」
1年目は、会員事業者への周知徹底に重視していく。
取り組みとして、使用頻度の高いツールにロゴデザインを入れていく。
「第14条書面」・「周知文書」に組み込む。(見積りを取ってみる。)
 ①クリアファイルを作る。
 ②車に貼るマグネットを作成する。
 ③プレスリリース活用。
 テーマ②：「越智先生のアドバイザーとして部会との関わり方」
 内容が決まっていない部会に来てもらうのはお互いに良い結果にならない。
部会で出た意見を反映し提案してもらうためにも、今年度のPR広報活動予算枠の残りで、一度往訪して相談に乗ってもらう。
PR広報活動予算枠残りの金額で、ジョブプロジェクト(株)の越智先生と打ち合わせを行う。火育教室パンフレットは新しくロゴデザインを入れて100部を今年度の予算で行う事で賛成。
 妹尾会長の総括後、越智副部会長から来年度部会長への抱負があり閉会。

【再周知】標識のウェブサイトでの掲載について

1月情報紙の「法改正のお知らせ」でご案内いたしました、『デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令について』、販売事業者が掲示する標識をウェブサイト(自社ホームページ)に掲載することについて、(一社)全国LPガス協会が経済産業省と協議された追加情報が入りましたのでお知らせいたします。
 表示位置の情報につきましては、愛媛県LPガス協会ホームページにて情報紙送付後3月1日(金)には掲載いたしますのでそちらでご確認ください。

施行日が令和6年4月1日となっております、表示義務違反の場合は、罰則が20万円以下の罰金になります。
 自社でホームページを持たれている会員様におかれましては、ご準備をお願いいたします。
 ※「常時雇用する従業員数が5人以下である場合」もしくは「自ら管理するホームページを有していない場合」は除きます。

令和5年度第3回保安部会打ち合わせ会

- 日時**
令和6年1月29日(月) 13:30~15:30
- 場所**
えひめ共済会館 2F 石鎚
- 委員数及び出席委員**
委員数12名 出席委員6名 代理1名
- 開会挨拶**
亀岡部会長より挨拶。
- 報告事項**
令和5年度保安部会活動報告と予算執行状況について事務局より報告。
残額の根拠や災害マニュアル差し替え予算について質問があった。
- 審議事項**
令和6年度の事業計画(案)・予算(案)を事務局より報告。
災害マニュアル差し替え予算について、全差し替えの費用について質問
→ 予算超過の可能性大。検討時間が必要になるので部会の回数を増やす必要有り。一部差し替えは予算内で収まる予定。超過の場合は令和7年度予算に計上。
イベント関係予算などで余った分を他へ流用についての質問
→ 事務局より特に問題無し。
自主保安活動グループ意見交換会の予算について質問。
→ 県主催。予算は本部計上。開催日は例年6月
災害マニュアルの更新が10年以上前なので、改訂するための現状確認と見直しが必要。
災害マニュアルの現状確認をし、見直す項目があれば直して差し替えしていく。
保安講習会で、災害マニュアルの講習を開催する。予算は可決。
容器流出対策について
1月5日に全会員へFAXにて返信依頼 1月24日締め切り
1月26日締めのアンケート集計結果を事務局より報告。
会員数「310」のうちアンケート返信率「75.8%」未返信率「24.2%」

対策措置済の対応率「62.5%」令和5年3月時点「33.2%」前回より上がっているが、「協会目標の3月末時点で100%」にはまだ未達。
今後の取り組みについて
フェーズ1：未回答会員に再度アンケートFAX送付。締切は2月15日。
2月20日の執行役員会、3月12日の理事会で報告。
3月末までに対応率100%になるよう働きかけ。各支部へ依頼する場合あり。
フェーズ2：再度アンケートを配布して確認。(3月中~未頃配布)情報紙と一緒に送る。
4月12日締切りにし、4月19日理事会に報告。
4月19日時点で、対策残有り販売店は、理事会で公表し該当支部にも働きかけ依頼。
他の手段として、本社・卸・保安グループなど指導できる所へ依頼を検討。
フェーズ3：5月末(法令期限：6月1日)
5月の情報紙送付の際に、未達会員のみ警告書のような文書を入れてみてはどうか。

- その他**
協会からの連絡・確認事項
危険物運搬車両に対する指導取締りについて事務局より報告。
年度末、全L協から依頼される報告書の見直しについて
第2回の協議後需要開発部会で可決されたことを説明し、可決。
【今までの提出書類】
全L協宛報告書類・・・3部
「①燃料器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」
「②需要開発推進運動等調査報告書」
「③自主保安活動チェックシート」
協会宛報告書類・・・3部
「④愛媛県緊急事項防止対策進捗状況調査報告書」
「⑤電気転換実態調査報告書」「⑥市町別消費者戸数調査報告書」
【令和5年度分以降の報告】
全L協宛報告書類・・・3部 「①」「②」「③」
協会宛報告書類・・・1部 「⑥」
15:30 閉会

令和5年度第2回流通部会

- 日時**
令和6年1月30日(火) 13:00~14:00
- 場所**
コムズ 松山市男女共同参画推進センター 3F 会議室2
- 委員数及び出席委員**
委員数15名 出席数9名(委員8名 専務理事1名)
オブザーバー：妹尾会長
- 開会挨拶**
越智部会長、妹尾会長より挨拶
- 報告事項**
令和5年度活動報告と予算執行状況について事務局より報告
- 審議事項**
令和6年度部会活動計画(案)と予算(案)について
テーマ：部会に関する活動目標についての説明。

オートスタンドに関する内容は、越智部会長から説明があり、「市場調査を実施したいとのこと。以前は、充填台数の調査を実施。
今回は、各地域の価格調査をおこなう。
タクシーの平日・日曜祝日の価格、一般客の価格、地域によっての結果を皆さんにお知らせして、参考にしてください。以前のお願いで、一般料金については、お客様にきちんと料金表示をすることが大事。家に着いてから金額を教えてもらっても意味がない。後、スタンドによって県内パラバラであるという事も問題があると思う。**価格の透明感という事が大事。**
活動計画(案)と予算(案)については可決。
その他(妹尾会長による第8回液化石油ガス流通WGの内容について報告)報告を受けて、越智部会長より
「根本は貸付配管と三部料金制になる。大手LPガス会社の動向を見ながら、皆さんは地域の大手LPガス会社として取り組んでいただきたい。支部長・副支部長の皆さんには支部会を開いて支部の皆さんに流通WGの内容を発表していただきたい。」
妹尾会長からは、県協会でも文書や資料を送付するほか、不動産業者に持参する方法を検討する。
14:00 閉会

【お知らせ】危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について(お願い)

標記について、会員の皆様にあらためてお伝えいたします。
各都道府県警察において、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、例年11月1日~11月30日の1カ月間危険物運搬車両に対する指導取締りを実施されておりました。
令和5年10月12日に通達があり、令和5年度か

ら今後は、全国一律の期間を定めての指導取締りは実施せず、地域の実情に応じて実施することが示されております。
今年度の実施について愛媛県に、11月実施と確認を取ってから10月の情報紙に掲載いたしました。1月に愛媛県から連絡が入り、各市町が地域の実情に応じて実施されており、指導取締りの結果はまだお伝えできませんとの事です。

例年、実施のお知らせで10月情報紙に掲載しておりましたが、今後のお知らせは難しくなりましたので、掲載は控えさせていただきます。
結果については、愛媛県から連絡が入り次第情報紙にてお知らせいたします。
会員の皆様におかれましては、日頃から配送車両の点検項目をご確認いただきますようお願い申し上げます。

四国ガス(株)との転換情報

(2024年1月転換処理分)

地区	項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差引き 四国ガスへ転換	転換された累計
今治		2	0	2	4,687
松山		7	37	▲30	12,316
宇和島		0	2	▲2	3,100
計		9	39	30	20,103

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

協会日誌

- 1月25日(木) 需要開発部会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 1月26日(金) 青年部会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 1月29日(月) 保安部会 (えひめ共済会館)
- 2月8日(木) 総務部会 (松山市総合コミュニティセンター)
- 2月20日(火) 執行委員会 (松山市男女共同参画推進センター)

